

小田原市監査委員公表第 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日付け監査第 2 1 6 - 1 号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	小田原市文化体育スポーツ課所管に係る補助金交付要綱において、同補助金の算出方法は別に定めると規定し、各事業費に対する補助金額の上限を定めているとのことだが、明文化したものがなかった。算出方法について明文化し、適正な補助金額となっていることを確かめられる仕組みが必要である。	補助金額の算出方法を添付のとおり明文化した。

小田原市文化スポーツ課所管に係る補助金交付要綱  
別表に規定する補助金額について

1 補助金額の算出方法

公益財団法人小田原市体育協会補助金については、次の計算方法により算出する。  
但し、支出する額は、予算の範囲内とする。

費目	算出方法
<b>1、スポーツ振興事業費</b>	
(1) スポーツ競技会・講習会等開催事業	
①市受託事業 (小田原市民総合体育大会開催事業、おだわら駅伝開催事業、かながわ駅伝代表選手派遣事業、ニュースポーツ普及啓発事業、日本体育大学連携事業)	事業費×100%
②自主事業 (スポーツに係る競技会・講習会等開催事業)	事業費×50%
(2) 団体人材育成事業	
①加盟団体助成事業	事業費×100%
②スポーツ少年団組織活動促進事業	事業費×100%
③各種大会助成事業	事業費×100%
④顕彰事業	事業費×50%
(3) 情報収集提供事業	
①ホームページ作成に係る費用	事業費×50%
②スポーツコミッション	事業費×100%
<b>2、法人運営事業費</b>	
(1) 専務理事、事務局長、職員の給料、諸手当、福利厚生費等及び臨時職員賃金	経費×100%
(2) 団体の運営に必要な諸謝金(税理士1名分)	経費×100%
(3) 団体の運営に必要な備品に係る経費	経費×50%